

平成 2 9 年 第 8 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 9 年 4 月 2 5 日（火）午後 3 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	松 原 秀 成
委員	石 井 正 治
委員	古 卷 勲

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	栗 間 大 介

白井教育長	<p>開 会 時 刻 午後3時</p> <p>ただいまから、平成29年第8回教育委員会定例会を開催します。 今日は上野委員が欠席ということでございます。 日程第1、署名委員を決定します。松原委員と石井委員をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>続いて日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、第21号議案、江戸川区立林間学校条例の廃止についてを審議いたします。本件は、議案に上程される前の条例案に関するものであり、政策形成過程である案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思っております。この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会とさせていただきます。 なお、第21号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とします。</p> <p>〔第21号議案にかかる審議、政策形成過程終了につき公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、内容について事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴 田 教育推進課長	<p>第21号議案、江戸川区立林間学校条例の廃止についてでございます。 本件につきましては、前回、協議会等でお話があったとおりでございます。日光林間学校の廃止にあたり、この根拠条例の廃止をするものでございます。お手元には、現行の条例をお配りしてございます。今回、廃止条例ということになりますので、新旧対照表はございません。 なお、廃止の予定でございますが、平成30年度末で廃止ということになりますので、施行日につきましては、平成31年4月1日ということになります。 本日、ご審議いただきまして、正式に議決をいただいた上で、区長に対して立案請求をさせていただき、次回の議会、第2回区議会定例会において区議会にてご審議をいただくということになります。また、そのときには、区</p>

	<p>長から教育委員会に対して改めて意見聴取がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>以上ですね。ありがとうございました。</p> <p>今、説明がありましたが、江戸川区立林間学校条例の廃止について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
古 巻 委 員	<p>これは、例えば、この先に復活という可能性というのはあるのですか。</p>
教育推進課長	<p>今現在において、江戸川区立の林間学校につきましては、ここでピリオドを打ちますので、その法的根拠である条例は一旦廃止をさせていただきます。</p> <p>もしその後、同様な施設を持つということになれば、そのときに改めて、新たな条例の制定ということになるかと思えます。</p>
古 巻 委 員	<p>ということは現時点ではもう一度この条例が復活するという含みはないわけですね。</p>
教育推進課長	<p>今回の林間学校につきましては、そういう判断でございます。その後の区で何らかの施設を保有して継続ということは今のところ考えておりませんので、単に廃止という条例を立案請求させていただくということになります。</p>
古 巻 委 員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。他にいかがでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>今後のお話の補足でございますが、この条例の下には施行規則というものがございます。この施行規則につきましては、本案件が議会で成立をしまして、条例が廃止となった時点でまた、その後の教育委員会に施行規則の廃止について、また、別途お諮りをするということになるかと思えますので、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>この件はよろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

教 育 長	<p>ないようでございますので、第21号議案は原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>秘密会はここまでとさせていただきます。</p> <p>〔秘密会終了〕</p>
教 育 長	<p>続いて、第22号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてを審議いたします。内容につきまして事務局からお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第22号議案、学校職員出勤簿整理規程一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表(案)としてお示ししてございます。</p> <p>内容につきましては、出勤簿整理規程のもとになっております赤字で記載されております部分で、教育公務員特例法がここで改正をされました。それに伴いまして、新たな研修の部分ということで第22条、これまでは、「22条から24条まで」という規定になってございますが、ここに22条の2から5という新たな条文が教育公務員特例法の中で規定をされました。それを読み込んだことでこのような形での改正となっております。制度自体が変わったということではなくて、研修を受けた場合の出勤簿に研修という表示をするもとの教育公務員特例法の条文が変わったということでございますので、条ずれの改正でございます。</p> <p>なお、付則にございます、この訓令は令達の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとございますが、これは、実は改正法の施行日が29年4月1日でございます。本来であれば、それまでの間に教育委員会にお諮りをし、そこに施行ができればよかったのですが、これのもとになっております東京都の東京都立の学校職員出勤簿記録整理規程というものの改正が3月30日ということで成立しました。ですので、私どもは4月を超えての今回の改正ということになりますので、この適用に関しては、4月1日までさかのぼって適用させていただきたいと、そういう内容でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。この件に関しましてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>新旧対照表の旧のほうで、「22条から第24条まで」という表現になって</p>

	<p>おりまして、これは22、23、24ということかなと思うのですが、それが新で、22条でわざわざと23条及び24条と来る、この文言の必然性というのはどういうところにあるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>規定の仕方ということになるのですが、法改正によって、先ほど申し上げたとおり22条の次が23条、24条だったので、この後に実は22条の2、22条の3、22条の4、22条の5ということで、条文が新設されたため、こういう形になっております。</p>
石井委員	<p>ということは23条と24条というのは、2以降はない条文なわけですね。</p>
教育推進課長	<p>はい、そうなります。</p>
石井委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>よろしいですか。何かありますか。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>他になければ、第22号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>続いて、第23号議案、江戸川さんしょうがいフォーラム文化祭開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを審議いたします。</p> <p>この催しについては、初めての後援名義使用でありますので、使用承認に当たり、皆様にご審議いただくということでございます。内容につきまして事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第23号議案、江戸川さんしょうがいフォーラム文化祭開催に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。</p> <p>お手元に資料といたしまして申請書、こちら、行事名は今、申し上げたとおりでございますが、事業目的等は別紙になっております。平成29年9月23日土曜日の開催で、タワーホール船堀5階小ホール、4階研修室、4階の和室を使用ということでございます。</p> <p>事業規模でございますが、区内の知的、身体、精神障害者の当事者、支援者及び区内等一般区民を対象に400名の規模で行うものと聞いてございま</p>

す。裏面に今回の文化祭の企画書が添付してございます。こちらの事業目的のところに書いてございますが、江戸川さんしょうがいフォーラムが、平成23年11月に区内の知的、精神、身体とあらゆる障害者、障害児が障害の垣根を越えてかかわり、互いを理解し合うとともにさまざまな障害を支援する団体、家族が手を携えて支援の輪を広げ、勉強会やシンポジウム、講演会を行ってきた。今回は、障害児、障害者が得意な分野の発表と作品等の展示を行うことでさまざまな障害児、障害者の交流とともに障害児、障害者の生き生きとできることを発表することで障害者、障害児への理解の促進を一助とするということで、今回の事業を行うということでございます。

その次には、フォーラムの募集要項、文化祭の募集要項、そして、予算書、それから、「平成23年11月2日設立江戸川さんしょうがいフォーラムとは」という表題の趣意書、その裏面からフォーラムの規約、そして、最後に会員名簿を添付しております。

実は、江戸川さんしょうがいフォーラムにつきましては、この事業については初めての事業でございますけれども、これまでも平成25年、26年とさんしょうがいにかかわる教員の方を対象にした、また、親御さんも対象にした講演会や研修会が開かれておりまして、当時も教育委員会の後援名義の申請があり、二度ほど承認をしております。ですから、この会自体につきましては、活動につきましては、これまでもご審議の上で承認をいただいた団体ではございますが、今回の文化祭については初めてということになります。先ほども申し上げたとおり区内の障害者、障害児を主役として相互の理解を促すですとか、それから、一般来場者にもそうした理解を求めるといような趣旨でございます。

また、江戸川区の教育委員会でも、教育目標の中にも重点方針として障害を正しく理解して相互理解等連帯認識を育む教育を推進するということで定めているところでございますので、趣旨としては妥当なものかということで今回、議案としてあげさせていただいたものです。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。この件に関しましてのご質問、ご意見をお願いいたします。

松 原 委 員

杉先生、江東園、私が教員現職のときによく生徒会で生徒を引率して土曜日に活動でよく行ったのですけれども、ネーミングが「さんしょうがい」で、知的と身体と精神障害ですよね。この三つ、今、ご説明の中にあらゆる障害

	<p>ということだったので、ちょっとよかったなと思うのですが、なんかさんしょうがい、平仮名でネーミングした何かあるのですかね。理由というか何か。</p>
教育推進課長	<p>柔らかいイメージを意図してのものではないかと推測されますが、申し訳ありませんが、今回その意図までは詳しく伺っておりません。</p>
教 育 長	<p>障害の「害」の字を嫌う人いますよね。漢字でね。「さん」までまとめてひらがなにしたのはどういう意味かわかりませんが。</p>
松 原 委 員	<p>というのは、今、いわゆる何ですかね。一般的にマイノリティという分野のLGBTなど、そういうような状況といいますか、結構身近なところでいらっしゃるのですね。そういう人たちは「等」がついているのでここにも入るんですかね。</p>
教育推進課長	<p>恐らく平成23年にこの会が設立されたということですので、活動メンバーを見ておりますと、恐らく会員名簿も最後のほうに、裏側のほうに、削除というようなお名前もありますけれども、余り大きく変化がないのかなみたいなふうに取り扱っております。といたしますのも、肩書がちょっと古い肩書の方も名簿の中に入れておりましたためです。</p> <p>そういう意味では、おそらく平成23年に立ち上げたときに、そこまで広く障害というものを捉えずに三つの障害、ということでスタートされているのだらうと思います。</p> <p>今回の文化祭に限って言えば、等の中には、その他の障害、例えば発達障害といったところまでは含まれているものかな、というふうに思うのですが、LGBT等のマイノリティまで含まれているかは確認ができてございません。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
松 原 委 員	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
古 巻 委 員	<p>私も松原先生と同じように「さんしょうがい」平仮名ということに、ちょ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>っとはてなと思ったのですが、となると、これは「さん」というのは三つということもあるけども、太陽の「サン」で心に太陽を呼ぶ、そういうかけているのじゃないかなという、単純にそう思いましたので、そういう意味では、非常にどなたがおつけになったかわかりませんが、非常にある意味気のきいたというか、合ったネーミングではないかなと思いました。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>3点あるのですが、1点ずつお願いします。収入のほうの助成金で、鈴木財団というのがありますが、これはどのような財団からの助成ということになりましょうか。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>こちらの鈴木財団さんというのは、京葉興業という会社の経営者の方が鈴木さんとおっしゃいまして、社会福祉ですとか、それから、青少年の關係に多大なるご寄付をいただいている財団です。</p> <p>江戸川区で言えば青少年の翼とか、そういったところにもいただいておりますし、この間のスポーツ夢基金、そういったものにもご寄付をいただいているところでございます。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>ありがとうございます。二つ目なのですが、「さんしょうがい」さんは会員、個人、団体に対して会費を取っているようなのですけれども、予算書を拝見いたしますと、特段、会費は使わずにこの会は、文化祭は運営しているというふうに取り扱われるのですが、これは聞いていいことなのかどうなのかわからないのですが、他にどのような活動をこの会はされているのでしょうか。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>この文化祭の他の会という活動については、特にお聞きしていないのですけれども、この中に書いてある「フォーラムとは」ということで。</p> <p>規約の第5条に主たる事業、講演会、視察、バリアフリーマップの作製とか、そういった記載がございますので、それは日常的にやっているのじゃないかと思われま。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>ありがとうございます。三つ目なのですが、この文化祭で販売スペースなるものがありまして、販売終了後は売上金額の10%を寄付してくれというお願い事があるのですが、その寄付金というのはどこに行くのでしょうか。といいますのは、予算書の中に寄付金の収入というようなところが出てまい</p>

教育推進課長	<p>りませんので。</p> <p>私どももその点については、主催者のほうにはお尋ねをしたのですが、販売スペースにどの程度のお申し込みがいただけるかという見込みが立たない中で、その中での予算の中には組み込めなかったというお返事をいただいております。</p>
石井委員	<p>わかりました。ということは、この寄付というのは、「さんしょうがい」さんの会計に組み込まれるというそういうことでしょうか。</p> <p>販売行為が行われるということも気になるのですが、寄付というのが行き先が「さんしょうがい」なのか、それとも「さんしょうがい」を通してどこかに寄付さらにされるのかという、そこも気になるのですが。</p>
教育推進課長	<p>販売行為については、タワーホールの管理者とは相談済とは伺っております。寄付の用途については、団体なのか、その先があるのか詳細に伺っておりませんでしたので、改めて確認して報告させていただきたいと思います。</p>
川勝学務課長	<p>販売行為についてですが、私はタワーホールの関係の係長をやっていたことがありますので補足させていただきます。</p> <p>これは営利目的の販売行為と見るかどうか分かれどころかだと思います。この場合、管理者として当然個別案件ごとにチェックをしていきます。その前提で考えていきますと1,000円以内というふうにきちんと額も制限した上で10%寄付の目的もあるという内容ですので、管理者としては、それは営利行為にはあたらない、と判断されたのではないかと思います。</p> <p>これが1万円だ2万円だというものを売って営利目的でやるんだということであれば、それは当然そういった収入を得るものを許可をするのかどうかという疑義が生じると思いますが、今回の場合は内容を見て、タワーホール自体も使用の許可をしているのではないかと思います。</p>
石井委員	<p>わかりました。基本、大丈夫というか、いいと思います。ただ、もう一つだけ気になるのが、ステージは1時から3時という時間で、その時間でもって全体の時間を指定しているのですけれども、販売時間というのがそれより早く始まって遅くに終わる。12時半から3時半でということになっているので、これはどんなものなのでしょうかね。販売というのはあくまでも不随的なものではないでしょうか。</p>

教育推進課長	恐らくステージをスケジュールを中心に据えて、販売展示ともにステージをやっている間は見れないということで、30分ずつ前後おとりになっているのだろうというふうに思います。
石井委員	なるほど。メインがステージなんだよというそういう意図でしょうかね。
教育推進課長	そういうふうに思います。
教育長	<p>次回それでは、後援名義の使用そのものについては問題ありませんが、10%寄付のところは確認いただいて、次回その報告をいただくということで、後援については決定させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	それでは、寄付金のところを次回、確認の報告をいただくということで、第23号議案を原案のとおり決定したいと思います。
教育長	<p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、平成29年度江戸川区教育課題実践推進校・持続可能な社会づくりに向けた教育推進校の説明会日程についての報告をお願いします。</p>
市川指導室長	<p>それでは、平成29年度江戸川区教育課題実践推進校、並びに持続可能な社会づくりに向けた教育推進校の説明会日程について、ご報告させていただきます。</p> <p>まず、資料の上段が教育課題実践推進校の一覧並びに研究主題、それから、説明会の日程になります。こちらについては、江戸川区教育委員会が学校を指定しております。昨年度と同様に今年度も小・中学校10校を指定しております、大きく分けると研究内容としては4種類ございます。</p> <p>まずは、上段三つの学校が読書科の指導法の充実と、読書科の研究をする学校が3校あります。それから、その次です。小学校英語科の研究、こちらは今年度から初めてなのですけれども1校、それから、その次です。新学習指導要領でも話題になっております主体的・対話的で深い学びの研究、こちらが5校ございます。それから、最後にカリキュラムマネジメントの研究、これも新学習指導要領で話題になっている内容なのですが、こちらも中学</p>

	<p>校1校が研究をいたします。</p> <p>続きまして、その下の枠になるのですが、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校、こちらは、東京都教育委員会が指定する学校で、小学校2校でございます。清新ふたば小学校、こちらは、上の区が指定する教育課題実践推進校とあわせて指定を受けています。それから、その下、東小松川小学校がもう1校というような状況でございます。</p> <p>説明会については、既に事務局で日程調整が済んでおりまして、この日にそれぞれ他校に向けて、研究の成果を発表していただくといった流れになります。研究主題もあわせて書きましたので、大体どういった内容を研究するのかといったことのご参考にしていただきたければと思います。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。このことに関しまして、何かご質問ありましたらよろしくお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>すみません。勉強不足で教えていただきたいのですが、E S Dって何でしょうか。</p>
指 導 室 長	<p>持続可能な社会づくりに向けた教育といったような内容になります。これは、かなり前から国連等でも話題になっておりまして、当然、自然環境とかさまざまな点を現代社会は開発を進めているのですが、このまま行くと地球が危ないというような議論がありまして、ですから、開発ももちろん大事なだけけれども、地球が持続可能な状況を維持しながら開発することが大事だということです。</p>
石 井 委 員	<p>わかってきました。Education for Sustainable Development。</p>
指 導 室 長	<p>そのとおりでございます。</p>
教 育 長	<p>さすがですね。</p>
指 導 室 長	<p>以前、狭い意味で言うと、E S Dは環境教育を中心にやっていたのですが、今はそれだけではなくて、もっと広い視点で福祉とかいろいろな部分のことも視野に入れながらやっていくというようなのが今の流れでございます。</p>

	<p>一番大事なのは、子どもたちがそういったいろいろな地球レベルの諸問題を自分の課題として考えて、それを解決していこうというような能力とか態度を育成していくというそういうものが大事と言われていて、そういった視点でこの瑞江第三中学校は研究されるというところでございます。</p>
教 育 長	<p>よろしいですか。</p>
石 井 委 員	<p>はい。</p>
松 原 委 員	<p>アクティブラーニングというような表現ではなくて、ここにありますように主体的・対話的で深い学びという、文科省のほうでちょっと文言を変えてきましたが、このすばらしい各小・中なのですけれども、テーマの策定についてはいつぐらいから新しいテーマを現場のほうで考えていたというのが、もし分かりましたら。</p>
指 導 室 長	<p>こちらは今年度、平成29年度の教育課題実践推進校ではあるのですが、既に募集については、10月の中旬ぐらいから学校には投げかけていました。その時点で手を挙げていただいた学校は、アクティブラーニングといった言葉を使って、仮ではあるのですが、研究主題を立てられていた学校が幾つかあります。</p> <p>しかしながら、中教審の答申、それから、学習指導要領が3月の末に出たことによって、最終的に表現を改め、自主的に改めていただいたところとあと、私どものほうからその点いかがですかというふうに投げかけた結果、変えていただいているところもあるというふうに認識しています。</p>
松 原 委 員	<p>よくわかりました。</p>
教 育 長	<p>そのほか、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他にないようでございますので、この報告事項を了承させていただきます。次に、平成29年度「日本のしらべ」日程についての報告をお願いします。</p>
指 導 室 長	<p>資料の平成29年度日本のしらべ日程について、一覧をごらんいただきました</p>

	<p>いと思います。</p> <p>こちらは、平成4年度から毎年中学校11校ずつで行っているものでして、3年サイクルで中学校33校全校で実施ということになります。ですので、今年は5月17日の葛西第二中学校から始まりまして、12月15日の葛西第三中学校までということになります。ですので、1校あたりは3年に一度ということになりますので、中学校の1年生から3年生までが体育館に一堂に会して、こういった演者の方々の演奏等を聞かせていただくといったような内容でございます。それぞれ日程ごとに実際の楽器であるとか日本舞踊で踊っていただく方とか、そういったものを表にしましたので、こちらをご参考にしていただければと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問あったらお願いいたします。</p> <p>教育委員さん方もぜひご覧いただければと思います。</p>
指 導 室 長	<p>よろしければぜひ。</p>
教 育 長	<p>いいと思いますよ。行きますと言っておいていただければ、私ども学校に。</p>
指 導 室 長	<p>連絡します。</p>
教 育 長	<p>私、行ったときもなかなか見応えあるし、子どもたちもどういふふうにやっているか、いいと思いますね。父兄の方でも来られている方いますね。保護者の方でね。もしよろしければ。</p> <p>この件はご質問よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、ないようでございますので、報告事項を了承させていただきます。</p> <p>続けて、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いします。</p>
指 導 室 長	<p>教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。こちらは、既に後援実績があるものでございます。一覧をごらんください。</p> <p>今年度、今回が23回目の後援申請になります。第65期TBSこども音</p>

楽コンクール江戸川地区大会でございます。申請者は、株式会社TBSラジオこども音楽コンクール実行運営委員会でございます。目的は、小・中学校の音楽コンクールを通しての音楽教育の研鑽、向上を図ることというふうになっております。日時が7月25日水曜日、会場が江戸川区総合文化センターでございます。対象が都内の小・中学校の児童・生徒というところでございます。経費の徴収、それから、賞状、副賞等はございません。

同時に参考として、申請書、それから、企画書、あと、昨年度の終了報告の写しをつけさせていただいております。企画書をごらんいただきたいのですが、こちらは、これは最終的には文部科学大臣賞といった全国で1位を決めるようなところまであるのですけれども、そのまず地区大会というものになります。地区大会というのが、江戸川区総合文化センター以外にも何会場もありまして、それぞれの地区大会で選ばれたグループが次の東日本優秀演奏発表会というのがあるのですが、これが習志野文化ホールとまたは同じく江戸川区総合文化センターであります。それぞれでまた、なんていうんでしょうかね。演奏会をやるのですけれども、その中で最優秀校に選ばれたところが文部科学大臣賞選考会、TBS放送センターというのがあるのですが、こちらで最終的に音源で、録音した音源で選考されて文部科学大臣賞というのが決まると、そういった流れになっているようです。

こちらは、かなり歴史があるものでして、実際に昨年度の参加につきましても、最後の後援名義の使用の終了報告をごらんいただきたいのですが、昨年度、江戸川区総合文化センターの場合は、出演が30校で874人、入場数が入れかえ制なのですが、約2,300人が入場したといったような報告もでございます。

概要は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長

この件に関しましてのご質問ございましたらお願いいたします。

石 井 委 員

これは、個人という参加ではなくて学校というか、そういうところの単位での参加ということでしょうか。

指 導 室 長

そうでございます。学校単位で申し込むといった実施要領になっております。

教 育 長

よろしいでしょうか。他にございますか。

<p>教 育 長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございますので、ただいまの報告事項を了承させていただきます。</p> <p>続いて、教職員の人事についての報告にまいります。</p> <p>この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>〔秘密会〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>続いて、平成31年度改築予定校についての報告をお願いします。</p>
<p>高橋学校施設 担当課長</p>	<p>私からは、次期改築工事についての報告でございます。資料をごらんいただければと思います。</p> <p>学校改築ですが、この4月からいよいよ葛西小学校・中学校の改築が始まって、これで10校目が着手されております。ここは29年から30年度の2年間の予定ですが、31年度以降の改築校を選定させていただきました。</p> <p>1番にありますとおり改築予定校は、瑞江第三中学校です。改築事業の計画的実施の観点から平成31年度には11校目を着手する予定でございました。そんな中で、このたび瑞江第三中学校を改築予定校とさせていただきました。</p> <p>2番ですけれども、改築理由ですが、区として第1期改築計画対象校というのは当初19校、その後、諸条件を加味して11校、合わせた30校が第1期改築校として19年度以降決まっておりました。そのうち先ほど申し上げた10校が完了、または進行中で、残りの20校から選定させていただいております。</p> <p>選定に当たりましては、4番にございますが、今年1月に副区長を座長とした学校施設改築計画検討会というのがございますが、そこで2番の選定方針にある1番から4番、この点をさまざまな角度から検証して出させていただいております。</p>

	<p>今後のスケジュールであります。明日、瑞江三中の地域、学校関係者の皆さんに地域説明会を開催して、その後、地域の町会、自治会長、あるいは学校関係者で構成をされます学校改築懇談会というものをつくりまして、地域の学校としてどのような学校にしたいかというような基本構想を練り、そして、その後、設計に入りまして、平成31年度から約2年間かけて改築工事、新築工事を行います。32年度、33年3月31日に完成した後、33年度に外構整備を行いまして、全てが完成するのは平成33年度を予定しております。</p> <p>なお、区民への周知でございますが、明日の説明会終了後、早ければ明後日以降、区のホームページで公表をしていきたいと思っております。</p> <p>私からの報告は以上でございます。</p>
教 育 長	ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
石 井 委 員	説明会がこれからということなのですが、地域からの反応といいましょうか、反響といいましょうか、ポジティブな反響があるか、それとも、ネガティブなものが結構多いとか、そういうような感触はいかがでしょうか。
学 校 施 設 担 当 課 長	これまでのお話ではポジティブな形で、この学校がきれいになることはすごくいいことだということで賛成をしていただく方が圧倒的に多うございます。
石 井 委 員	そういうことでしたら、言ってみれば、賛同してくれる方がきちんとそのまま支持をしていただける格好でもって進めていただければと思います。
教 育 長	全体としてはいい話と思いますが、一部では自分の子どもがその時期に当たっちゃうのはなぜ、と考える保護者もいると思います。今、石井委員のご意見も踏まえて課長、丁寧に進めていただけるようお願いいたします。
学 校 施 設 担 当 課 長	はい。ご意見ありがとうございました。
教 育 長	他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

教 育 長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>他になければ、この報告事項を了承させていただきまして、平成29年第8回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後3時58分</p>
-------	---